

平成31年度

市内で新たに創業する方を応援！

小樽市創業支援補助金のご案内

市内で新たに創業する方に、事務所・店舗等（事務所、店舗、工場その他事業の用に供する拠点）の家賃や内外装工事費、融資返済額の利子分を補助する制度についてお知らせします。

※今年度から商業起業者定住促進事業助成を商店街等店舗家賃補助として本補助金に統合しました。

○補助対象事業と補助内容等

補助対象事業	内容	補助率など	補助限度額など
事務所等家賃補助	創業後の事務所・店舗等の賃借料を補助します	2分の1	補助期間は賃借料の支払い6カ月分までで限度額は月額5万円
内外装工事費補助	創業に当たり事務所・店舗等の内外装工事費を補助します（工事は市内業者限定）	2分の1	限度額は100万円
利子補給	創業初期の融資返済額のうち、利子分を補助します	—	補助期間は利子の支払い12回までで限度額は合計10万円
商店街等店舗家賃補助	創業後の商店街等店舗の賃借料を補助します	3分の2	補助期間は賃借料の支払い1年分までで限度額は月額5万円

○補助対象者の主な要件

対象となるのは市内に事務所等を設置し、新たに創業する方で次の要件を満たす方です。

- 本市創業支援事業計画に基づく認定特定創業支援事業による支援、またはそれと同程度であると市長が認める支援を受けていること
 - 中小企業信用保険法第2条第1項第1号に規定する業種（農業、林業、漁業、金融・保険業以外）を行うための創業であること等
 - 許認可等を必要とする業種の創業にあつては当該許認可を受けること
 - 創業の日に、代表者となる方が市内に住所を有していること等
 - 代表者となる方が市税を滞納していないこと
 - 市内金融機関（北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、北海道信用金庫、日本政策金融公庫）の融資を利用すること（商店街等店舗家賃補助を除く）
 - 商店街等への出店に際して、当該商店街等の組合に加入し、かつ推薦を得られること（商店街等店舗家賃補助）
- ※国や道等の創業に対する補助制度を利用する方のうち、重複した補助を受ける方は対象外です。
- ◎申請方法など詳しくは産業振興課へお問い合わせください



☎詳細 産業振興課 ☎④1111内線263、FAX③7432



クマが活動を始めます

山の雪解けが進み、山菜採りや登山などで野山に入る機会が増える季節です。同時にクマの行動も活発になります。クマによる事故や遭遇を防ぐため、次のことに注意しましょう。

クマと遭遇しないために

- 山に入る前に地元の人や市役所に問い合わせるなど出没情報を確認しましょう
- 単独の入山は避け、鈴やラジオなどの音の出るものを携帯したり、しゃべりながら歩いたりして、常時音を出すことを心掛きましょう
- 食べ物を持って行ったときは、食べ残しやごみはきちんと持ち帰りましょう
- クマは夜間に行動が活発になります。夜はもちろん、朝夕や雨降りなど薄暗いときには行動しないようにしましょう
- クマのフンや足跡などの痕跡を見つけたときはすぐに引き返しましょう

もしクマと遭遇したら・・・

- クマを刺激しないように、落ち着いて静かに立ち去りましょう
- 大声を出す、走って逃げる、石を投げるといった行為は絶対にしてはいけません
- 子グマの近くには必ず母グマがいますので、不用意に近づいてはいけません

一番大事なことはクマに出会わないことです。人里近くでクマを目撃したり、フンや足跡などの痕跡を見つかったりした場合は、警察へ110番するなど関係機関への通報をお願いします

◆詳細 生活安全課 ☎④1111内線226、FAX②1345